

## 大規模災害に対する備えの充実を求める意見書

東日本大震災が発生した平成23年から現在までの約10年間、わが国では大規模な地震に加え、激甚な風水害が各地で次々に発生してきた。

特に、一昨年の平成30年7月豪雨、昨年の令和元年東日本台風及び本年の令和2年7月豪雨では、国土の広範囲にわたって多数の土砂災害、河川堤防の決壊等が生じ、多くの尊い命が犠牲になるとともに、貴重な財産が失われた。これら被災地では、鋭意復旧・復興が進められているものの、未だに、かつての生活が取り戻せていないなどその影響は長きにわたっている。

近年頻発する激甚な災害は、気候変動の影響が顕在化しているものと考えられ、本市においても、かつて経験したことのない災害にいつ見舞われても不思議ではない。

このような「大規模災害が当たり前の時代」に対応していくためには、国と協力して災害に対する事前の備えとして社会資本整備の努力をたゆむことなく積み重ねることが必要である。現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「緊急対策」という。）により集中的に対策が進められているが、緊急対策終了後となる来年度以降の対策の遅れが懸念される。また、災害発生時に応急的な対策から復旧・復興に至るまで迅速な対応が可能となる人材を継続的に確保し、経験を積ませることも必要である。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって生じた未曾有の社会経済的影響を一刻も早く回復させることも喫緊の課題となる。そのためにも、ストック効果及びフロー効果の両面から社会経済の回復を下支えする社会資本の整備にスピード感を持ち、かつ継続的に取り組まなければならない。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 防災・減災、国土強靱化や老朽化をはじめとする社会資本整備が計画的に実施できるよう、中長期的に必要な投資規模等を社会資本整備重点計画に明示し、予算を安定的かつ持続的に確保するとともに、地方負担分については地方財政措置を的確に行うこと。
- 2 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年10月9日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

総務大臣 殿

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）